

原議保存期間 10年
(平成28年12月31日まで保存)

各管区警察局広域調整部長
警視庁交通部長 殿
各道府県警察(方面)本部長

警察庁丁規発第32号
平成18年4月12日
警察庁交通局交通規制課長

LRTプロジェクト実施上の留意点について

LRTプロジェクト実施については、「LRTプロジェクト実施要綱について」(平成18年4月12日付け警察庁丙規発第13号。以下「要綱」という。)をもって通達したところであるが、同要綱の取扱いについて別添のとおり定めたので、下記に留意の上、事務処理上遺憾のないようにされたい。

なお、本件については、国土交通省から関係部局あてに、通達(通知)されていることを申し添える。

記

1 LRTプロジェクト推進協議会への参画

要綱第二の1により、都道府県警察はLRTプロジェクト推進協議会(以下「協議会」という。)の構成員とされていることから、協議会に積極的に参画すること。

2 LRT整備計画の策定

協議会においてLRT整備計画の内容を検討するに当たっては、別紙1に定める「(5)関連事業等の内容 LRT整備事業と一体的に実施される事業の内容」について、次の事項に留意すること。

- (1) 列挙されている事業の内容は、あくまで例示であり、そのすべてを計画に盛り込まなければならないという意味ではない。
- (2) 例示で挙げてある事項を実施するに当たっては、プロジェクトを実施する路線の交通環境や道路構造等を勘案し、交通管理上の問題を十分に検討して計画に定めること。
- (3) 路面電車の信号機の設置に当たっては、道路交通法第5条第2項及び同法施行令第3条の2第2項の規定に基づき、都道府県公安委員会が鉄軌道事業者にその設置を委任できることを勘案し、検討を行うこと。なお、都道府

県公安委員会が鉄軌道事業者に当該信号機の委任設置を申し入れた場合には、鉄軌道事業者はこれを十分尊重し、的確な事業遂行に努めるように、国土交通省から鉄軌道事業者に対して指導を行うこととされているので参考とされたい。

- (4) 例示で挙げてある事項以外についても各都道府県警の判断により、LRT整備計画に反映できる施策があれば、協議会で意見陳述を行うこと。

3 その他

地方公共団体が、LRTプロジェクト推進協議会を設置する意向があることを把握した場合は、速やかに当庁に報告すること。

別添

L R Tプロジェクト実施要綱の取り扱いについて

平成 1 8 年 4 月 1 2 日
国土交通省都市・地域整備局街路課長
国土交通省道路局企画課長
国土交通省鉄道局財務課長
警察庁交通局交通規制課長

第一 L R Tプロジェクト推進協議会

- 1 . L R Tプロジェクト実施要綱（以下「要綱」という。）第二の1に定めるL R Tプロジェクト推進協議会の構成員は、L R Tプロジェクトの検討内容及び地域の実情に応じ必要なものにより構成するものとする。

第二 L R T整備計画

- 1 . 要綱第三の1に定めるL R T整備計画の具体的内容は、別紙1のとおりとする。

第三 L R T整備計画の提出

- 1 . 要綱第三の2に定める提出の様式は、別記様式1とする。
- 2 . 前項の計画を提出しようとするときは、地方整備局及び地方運輸局を經由して提出するものとする。

L R T 整備計画に盛り込むべき事項

印は計画の熟度や内容により可能な範囲で盛り込む事項

(1) 現状及び課題

総合的な地域の交通と環境に関する現状及び課題

地域の鉄軌道事業の輸送実績・経営状況 [主に既存事業者に関わる計画の場合]

(2) 整備の目的及び基本的方向

地域交通・環境の改善に向けて、L R Tを整備することの意義・位置づけ
実現に向けた取組みの基本的な方向性(中長期的ビジョン)

(3) 計画の実施による効果

<例>

- ・都市交通の円滑化(道路交通渋滞の緩和等)
- ・公共交通ネットワークの構築(鉄道駅アクセスの強化等)
- ・都市環境改善への寄与(CO₂等環境汚染物質の削減等)
- ・地域活性化(L R Tを活用した中心市街地活性化等)

[以下、主に既存事業者に関わる計画の場合]

- ・鉄軌道機能の向上(速達性・定時性の向上、利便性の向上、輸送力の増強等)
- ・経営状況等の改善(事業収支改善、輸送人員増加)

等について、できるだけ定量的に記入する。

(4) L R T整備事業の具体的内容

単年度の事業計画ではなく、中長期的ビジョンに基づく事業計画を記載する。

事業・施策の具体的内容

- ・低床式車両の導入、停留施設、レール、変電所、車庫、ICカードシステムの整備等
- ・走行路面、路盤、停留場、架線柱の整備等

実施主体(鉄軌道事業者、国、都道府県、市町村、その他の別)

資金計画(総額・内訳・調達方法等)

年度別計画(スケジュール)

(5) 関連事業等の内容

L R T整備事業と一体的に実施される事業の内容及び実施主体 [ただし、
新設・延伸を伴う場合は必須]

<例>

- ・道路の新設・拡幅、車線数削減等の横断面構成の変更等
- ・路面電車用の信号機の設置、優先信号制御の実施等
- ・各種交通規制の実施
- ・一般車乗り入れ抑制等
- ・ICカード乗車券システムの導入、駅前広場等の交通結節点整備、パークア

ンドライド駐車場・サイクルアンドライド駐輪場の整備、バス路線の再編、
トランジットモール化の検討 等

- ・沿線周辺での公共施設整備 等
- ・利用促進への取り組み（利用促進キャンペーン 等）
- ・啓蒙活動（市民向けリーフレットの作成、ワークショップの開催等）
関係自治体（事業の実施主体以外） 地域関係者等の支援

<例>

- ・財政的支援（国庫補助協調補助、固定資産税減免、上下分離、民間出資、
運営費補助 等）
- ・その他の支援

(6) 収支採算性等

需要予測

収支採算性

費用対効果 等

(7) 推進協議会の体制

組織の名称

構成機関の名称

審議事項

関係機関の具体的な連携事項

(8) その他必要な事項

フォローアップ等に関する事項

- ・事業進捗状況の把握

関係者の意向（沿線の商工団体、住民、自家用車の利用者、バス・タクシー
事業者等）

別記様式 1

文 書 番 号
平成 年 月 日

国土交通省都市・地域整備局長
国土交通省道路局長
国土交通省鉄道局長
警察庁交通局長

あて

協議会
代表者氏名

L R T整備計画の策定について（提出）

標記について、協議会を設置し、別添のとおり L R T整備計画
を策定したので、L R Tプロジェクト実施要綱第三の2に基づき、提出します。